

社会福祉法人あゆみ福祉会 役員等の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人あゆみ福祉会（以下「法人」という。）の定款第21条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、理事及び監事をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて次の通り報酬等を支給する。

- (1) 理事長は、月額50,000円の報酬を支給する。
- (2) 理事長以外の役員については、理事会及び監事監査等の出席によって法人業務を行う場合は、報酬として日額5,000円を支給する。
- (3) 役員が、研修等職務のため出張した場合には、報酬とは別に、別に定める旅費規定に基づき旅費を支給することができる。
- (4) 定款第21条で定める理事及び監事の報酬の総額は、理事900,000円、監事200,000円を超えない範囲内とする。

(報酬等の支給方法)

第4条 報酬等は、原則通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第5条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第7条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年6月23日から施行する。

この規程は、令和2年6月25日から施行する。